

甘楽町地域防災計画

【概要版】



甘楽町防災会議

< 目次 >

1	地域防災計画とは.....	1
2	防災の基本理念	3
3	災害予防計画（平常時の備え）	4
4	町の防災体制.....	5
5	避難対策.....	6
6	救助・救急・医療対策	9
7	被災者支援対策	10
8	災害復旧・復興	11
<	用語の定義 >	12

1 地域防災計画とは

●計画の目的

甘楽町地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条及び甘楽町防災会議条例の規定に基づいて、甘楽町防災会議が作成する計画です。

本計画は、町で発生する災害に関し、町、県等の各防災関係機関及び住民等が連携して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として作成されたものです。

◆甘楽町防災会議

地域防災計画の作成及びその実施、防災に関する重要事項の審議等を行うために、甘楽町防災会議条例に基づき設置されるものです。

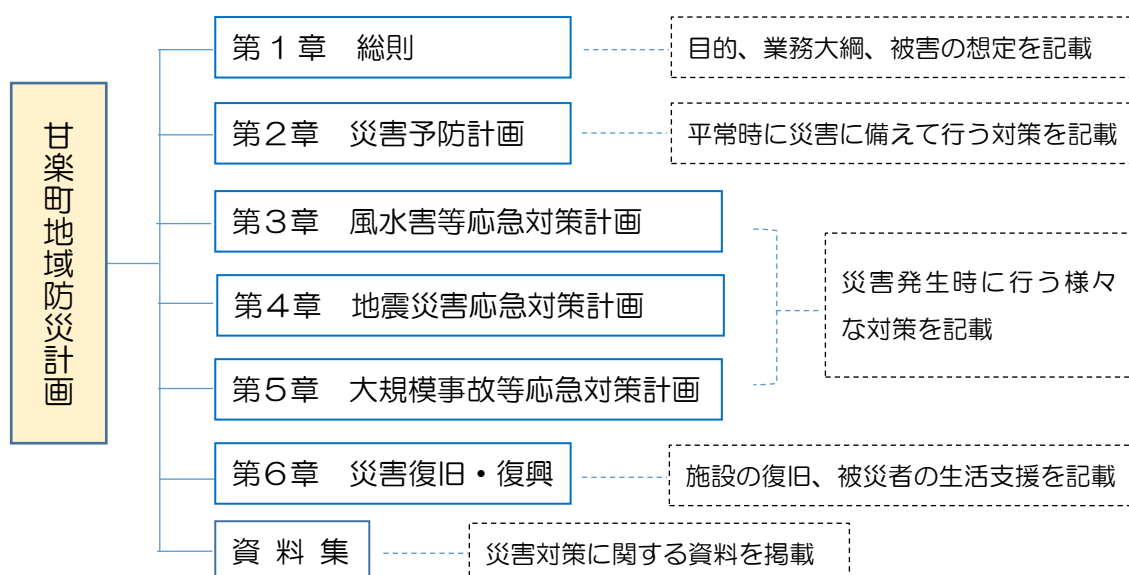
会議は、町長を会長として、町長が委嘱した国、県、町、消防機関、公共機関、住民等の代表者から構成されています。

●対象とする災害

本計画で対象とする災害は、風水害などや地震、火山災害といった自然災害と、危険物等の事故災害、列車・航空機等の交通災害、原子力災害等の生活への影響を対象としています。

●計画の構成

本計画は、災害の種類別に総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画、資料集で構成されています。それぞれの内容は、次のとおりです。



●災害の想定

風水害は、浸水や土砂災害を想定しています。そのほか、雪害や火山噴火による降灰も想定しています。

地震は、平成24年6月に群馬県が行った地震被害想定調査の中で、甘楽町の被害が最も甚大となる「関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1、震度7）」を想定しています。

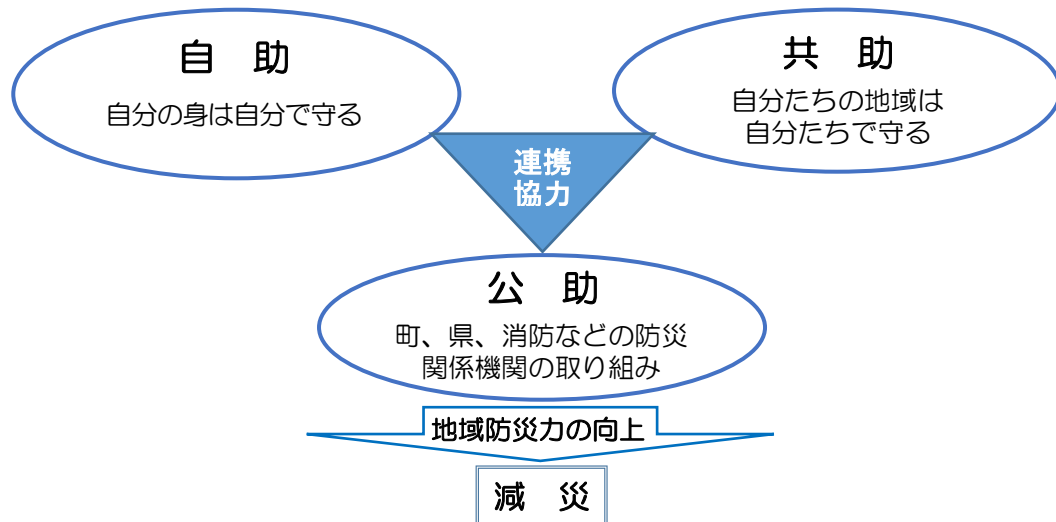
また、航空機、鉄道、道路、危険物貯蔵施設での事故、林野火災、県外の原子力災害等を想定しています。

【関東平野北西縁断層帯主部による甘楽町の被害想定】

項 目			想定する条件と甘楽町の被害想定		
条 件	季節・時刻		冬の5時	夏の12時	冬の18時
	風 速		9m/秒	7m/秒	9m/秒
想定地震	規模（震度）		M8.1（震度7）		
物的被害	建物被害	全壊棟数	1,960 棟	1,960 棟	1,960 棟
		半壊棟数	2,618 棟	2,618 棟	2,618 棟
		焼失棟数	5 棟	5 棟	281 棟
		合計	4,583 棟	4,583 棟	4,859 棟
人的被害	避難者数	発災直後	関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）のうち、冬の午後6時における避難者数		4,015 人
		1日後			5,804 人
		2日後			5,759 人
		4日後			4,552 人
		1ヶ月後			4,015 人
	帰宅困難者数	同上の帰宅困難者数		355 人	
人的被害	死者数	建物被害	78 人	41 人	50 人
		塀等転倒	0 人	0 人	0 人
		土砂災害	8 人	3 人	4 人
		火災	0 人	0 人	1 人
		小計	86 人	44 人	55 人
人的被害	負傷者数	建物被害	192 人	143 人	147 人
		塀等転倒	0 人	1 人	3 人
		土砂災害	10 人	3 人	5 人
		火災	1 人	1 人	4 人
		小計	203 人	148 人	159 人

2 防災の基本理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害での被害を最小限に抑える「減災」の考え方を町の防災の基本理念とします。



● 災害に強い組織をつくる

災害発生時において、町や防災関係機関の対応には限界があることから、住民自らが判断し、行動できることが重要となります。

このことから、「自助」・「共助」・「公助」が、相乗的・効果的に推進され、住民、自主防災組織、企業、町及び防災関係機関の協働により、地域一体となった防災組織体制の確立を目指します。

● 災害に強いまちをつくる

地震などの異常な自然現象は、発生そのものを防ぐことはできませんが、その被害の大きさは、防災対応のあり方によって大きく異なります。

このことから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、平常時から地域の気候特性や浸水区域、土砂災害区域の状況把握、住宅の耐震改修促進等に努めます。

● 災害に備えた体制をつくる

災害発生時において迅速な対応ができるよう、初動マニュアルや災害の種類に応じた行動マニュアルの整備を図るとともに、甘楽町防災マップの見直しや備蓄品の整備、民間企業との防災協定の締結を推進し、物資供給や救援体制の強化を図ります。

また、情報収集や住民への避難情報を的確に伝達できるよう、通信、情報伝達手段の多重化を図ります。

3 災害予防計画（平常時の備え）

●防災知識の普及・啓発

災害発生時に的確な行動を行うためには、ふだんから危険箇所や避難場所の位置等の防災知識を有していることが重要です。

町は、「甘楽町防災マップ」を見直し再配布するなど、災害危険性や災害時の行動等について、防災知識の普及・啓発を行います。

●自主防災組織の育成強化

地域の防災力を高めるためには、自主防災組織を育成・強化することが重要です。町では、行政区を対象に自主防災組織の結成を図り、防災訓練等を支援しています。

●防災訓練

大規模災害の発生を想定した「総合防災訓練」等において、各地区単位に避難や自主防災組織の訓練を行います。



●要配慮者の支援

要配慮者とは、高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児、妊産婦等、災害時に支援が必要な方々をいいます。

そのうち、避難行動に支援が必要な方を避難行動要支援者といいます。災害が発生した場合に、地域の方々の助け合いとして、これらの方々の安否確認と避難支援ができるように、支援体制を構築します。

●避難場所等の指定

避難場所等は、災害の危険から逃れるための避難場所として「指定緊急避難場所」避難した住民が滞在するための「指定避難所」に区分されます。町は、災害の危険性を踏まえ、これらの避難場所等を指定します。

各地域にある公会堂などの身近な施設を「一時避難場所」とし、ここに避難した後、さらに指定避難場所等への避難が必要となった際には、集まったみんなで避難します。

●災害備蓄

災害発生当初は、食料、生活物資等が届かないことが想定されます。

住民及び事業所は、自助として、3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄及び非常持出品の用意をすることが必要です。

町は、避難生活に最低限必要となる食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の備蓄を進めます。

4 町の防災体制

●災害対策本部

町は、災害が発生したときは、町長を本部長とした災害対策本部を役場に設置し、必要な町職員の動員・配備を行います。

特に、地震発生時は、電話等が不通となることが予想されるため、震度に応じて、職員が自主登庁することが決められています。

災害の発生が予想される場合は、災害警戒体制を敷き、初動体制に万全を期します。

【防災体制の基準】

区 分	風水害等	地 震
災害警戒体制	・気象注意報が発表され、今後警報等に移行する確率が高いとき。	・震度 3 以下の地震であっても被害情報が寄せられたとき。
災害警戒本部	・気象警報等が発表されたとき。 ・台風が本県を通過するおそれがあり、警戒の必要があるとき。	・町内で震度 4 の地震が発生したとき。
災害対策本部	・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・特別警報が発表されたとき。 ・河川の氾濫、土砂災害が発生するおそれがあるとき。 ・町内に災害が発生したとき。	・町内で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ・震度にかかわらず、町内に大規模な被害が発生したとき、または被害が発生するおそれがあるとき。

●応援要請

災害が甚大で、町単独では災害対応が困難なときは、応援協定に基づき、県及び県内市町村や民間団体に対して応援・協力を要請するほか、必要に応じて、県を通じ、自衛隊の災害派遣要請を行います。

●災害応急活動体制の整備

町は、災害時における応急対策活動等の円滑な実施に向けて、業務継続計画（BCP）を作成するほか、以下の事項に関し、組織及び体制の整備を図ります。

- ・情報収集・伝達体制の整備
- ・広報・広聴体制の整備
- ・消防救急体制の整備
- ・飲料水等供給体制の整備
- ・緊急輸送体制の整備
- ・廃棄物処理に関する防災体制の整備

5 避難対策

●避難情報の発令

町では、災害が発生した場合、または災害のおそれがある場合は、避難情報を発令します。避難情報の種類に応じて、避難を開始してください。

【避難情報の種類】

拘束力	避難情報	町の行動	住民の行動	地域の行動
	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる避難行動要支援者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令します 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間がかかる避難行動要支援者の方々は避難を開始しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の災害時避難行動要支援者に声をかけ、避難を支援しましょう
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域の住民等に対して、避難のための立ち退きを勧め、または促すために発令します 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての方が避難を開始しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に避難勧告を伝達し、自身も避難を開始しましょう
	避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 被害の危険が目前に切迫している場合等に発令します 住民等を避難のため立ち退かせる情報です 	<ul style="list-style-type: none"> 避難していない場合は、速やかに避難しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 避難していない方がいた場合は、避難を促し、自身も避難しましょう

●避難所の開設

避難所は、原則として町職員が開設します。施設内への誘導や把握は、地区・自主防災組織の代表者（避難者）が、施設管理者、職員と連携して行うこととします。

避難所の運営は、避難者が避難所運営委員会を組織し、地域の助け合いで行うものとして、行政は、情報統括やニーズに対する支援（物資調達など）を行います。

運営にあたっては、男女双方のニーズや女性、妊産婦、乳幼児等への配慮に努めます。

【避難所開設の基準】

地震災害の場合	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上の地震が発生したとき 自主避難が開始されたとき
風水害等の場合	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示が発令されたとき 自主避難が開始されたとき

【避難所開設・運営の流れ】

		避難所	災害対策本部・各対策部
初動期 【発災直後3日程度】	関係者参集	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">施設管理者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">担当職員</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所開設準備のための開錠</div>	<input type="checkbox"/> 被災状況の把握 <input type="checkbox"/> 避難所開設状況の把握
	開設準備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受入準備（安全点検）</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">レイアウトづくり</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所の開設</div>	<input type="checkbox"/> 食料、飲料水等の配分 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の開設
	避難所開設	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難者の誘導・受付開始</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難者名簿の作成</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">居住スペースへの誘導と割り振り</div>	<input type="checkbox"/> 死者・行方不明者への対応 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整 など
展開期 【3日～1週間程度】	運 営	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">運営体制づくり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・運営協議会の設置 ・会議の開催 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所運営</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・連絡体制の確立 ・物資確保 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div>	<input type="checkbox"/> 運営協議会への参加 <input type="checkbox"/> 地域の担当者と連携・支援 <input type="checkbox"/> ライフラインの確保・確立 <input type="checkbox"/> 被災証明・義援金等の受付
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所の安定化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・ルールの確立 ・生活支援 プライバシー確保対策 ・管理（衛生・食事・健康）の徹底相談体制の確立 ・こころのケア </div>	<input type="checkbox"/> 家屋の応急危険度判定 <input type="checkbox"/> 施設再開へ向け準備 など



【指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】

番号	避難区域	名称	所在地	一時避難場所	緊急	指定	備考
1	小幡	第1区住民センター	小幡 43	○			
2		城町公会堂	小幡 668-1	○			
3		第3区住民センター	小幡 1325-4	○			
4		上野公民館	上野 242-2	○			
5		轟産業文化センター	轟 406-6	○			
6		国峰住民センター	国峰 1675	○			
7		第7区住民センター	善慶寺 1340	○			
8		下井公会堂	善慶寺 686-1	○			
9		小幡小学校*	小幡 846	○	○	○	【福祉避難所】
10		旧第二中学校*	小幡 684-1	○	○	○	
11		保健センター	小幡 852-1	○			
12		甘楽ふるさと館*	小幡 2014-1	○	○	○	【福祉避難所】
13		道の駅甘楽*	小幡 444-1	○			
14	秋畑	梅の木平住民センター	秋畑 1614-2	○			土砂災害に注意
15		第10区住民センター	秋畑 4447	○			
16		第11区住民センター	秋畑 5112-2	○			土砂災害に注意
17		第12区住民センター	秋畑 2634-2	○			土砂災害に注意
18		谷の口公会堂	秋畑 2994-14	○			土砂災害に注意
19		旧第13区住民センター	秋畑 2147-1	○			土砂災害に注意
20		旧第14区住民センター	秋畑 485-1	○			土砂災害に注意
21		旧秋畑小学校	秋畑 1553-1	○	○	○	
22		旧第三中学校*	秋畑 2438-1	○	○	○	土砂災害に注意
23	秋畑地域交流センター*	秋畑 1539-2	○			土砂災害に注意	
24	福島	第15区公会堂	福島 1132-5	○			
25		福島公会堂	福島 718-1	○			
26		第17区公会堂	福島 1155-1	○			
27		鹿島公民館	福島 532-1	○			
28		笹公会堂	小川 279-2	○			
29		笹森公会堂	福島 1583-1	○			
30		二日市公会堂	小川 692-2	○			
31		第21区区民センター	白倉 18-19	○			
32		福島小学校*	福島 939-1	○	○	○	【福祉避難所】
33		甘楽町図書館 ら・ら・かんら*	福島 1258-2	○	○	○	【福祉避難所】
34	新屋	新田公会堂	白倉 640-1	○			
35		本村公会堂	白倉 967-2	○			
36		第23区住民センター	白倉 2254-1	○			
37		第24区住民センター	天引 1169-1	○			
38		天引農村婦人の家	天引 649-2	○			
39		金井研修センター	金井 882-1	○			
40		造石公会堂	造石 185-1	○			
41		庭谷公会堂	庭谷 649	○			
42		新屋小学校*	天引 38-1	○	○	○	【福祉避難所】
43		白倉研修センター	白倉 618-1	○			
44		甘楽町文化会館*	白倉 1322-1	○	○	○	【福祉避難所】
45		甘楽町体育館*	白倉 1355	○	○	○	【福祉避難所】
46		甘楽町総合福祉センター*	白倉 1395-1	○	○	○	【福祉避難所】
47		甘楽中学校*	白倉 1411	○	○	○	【福祉避難所】
48		防災交流センター*	白倉 1411	○	○	○	【福祉避難所】

(注) *印：特設公衆電話設置(可能)施設 **緊急**：指定緊急避難場所 **指定**：指定避難所
一時避難場所：近所の人たちが集まって様子を見る場所、集団で避難するための身近な集合場所

6 救助・救急・医療対策

●消火活動

地震が発生したときに、複数の火災が同時に発生することが想定されます。消防署、消防団が主体となり消火活動を行います。まずは、地区・自主防災組織が協力して、初期消火を行うことが重要です。

●救助活動

倒壊家屋等の下敷きになっている人を発見したときは、地区・自主防災組織や隣近所の人と協力して、早期に救助活動を行うことが必要です。救助が困難な場合は、消防、警察、自衛隊が連携して救助活動にあたります。

●応急医療救護

多数の傷病者が発生したときは、公立富岡総合病院（救急告示病院）に傷病者の受入れを要請し、救護所を設置します。救護所では、傷病者のトリアージ、応急手当などを行います。重症者は、災害拠点病院等に搬送して治療を行います。

【医療機関】

救急告示病院	公立富岡総合病院
災害拠点病院	○基幹災害医療センター 前橋赤十字病院、 ○地域災害医療センター 群馬県済生会前橋病院、医療法人社団日高会日高病院 桐生厚生総合病院、SUBARU 健康保険組合総合太田病院 公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院、原町赤十字病院 伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院 国立病院機構沼田病院、利根中央病院、渋川総合病院

7 被災者支援対策

●災害広報

町は、防災行政無線による一斉放送、広報車、ホームページ、災害広報紙、避難所掲示板等により、被災者支援等の情報を提供します。また、役場には相談窓口を設置します。

●食料・生活必需品・飲料水の供給

災害発生直後は、食料や生活必需品の調達・供給が困難なため、家庭内備蓄を活用することを基本とします。

町は、避難者等に町の備蓄や炊き出しによる食料を供給します。不足する場合は、事業者からの確保や救援物資の受入れを行い、供給します。飲料水は、避難所等に給水基地を設けて給水します。



●要配慮者の支援

避難する場合は、地区・自主防災組織が中心となって、地域の避難行動要支援者の安否を確認し、避難誘導等の必要な支援を行います。

避難した後は、避難所での専用スペースの確保、社会福祉施設への入所、福祉関係団体等と協力した巡回サービスや介護など、要配慮者のニーズや生活環境に配慮した活動を行います。

●ペット同行避難への対応

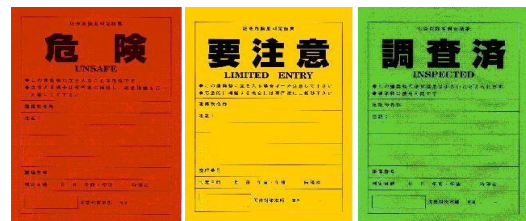
ペットとの同行避難をする場合は、所有者がゲージ、餌その他飼養に必要な物品を持参することが必要です。

避難所では、建物内へのペットの持ち込みは、原則として禁止し、町が指定した収容スペースで飼養するようにします。

●被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。

このような二次災害を防ぐために、応急危険度判定を実施します。判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分して、建物入口付近にステッカーで表示します。



●応急仮設住宅

被災により住家を失った被災者には、応急仮設住宅を設置して提供します。

8 災害復旧・復興

●災害復興対策本部の設置

大規模な災害により甚大な被害を受けた場合は、住民、学識経験者、産業界、公的団体、行政等を代表するメンバーにより、復興方針、復興計画を作成し、復興を進めます。

●災害復旧事業

町、県、防災関係機関は、被災した施設を復旧するために、法令や各種制度に基づいて、災害復旧事業を実施します。

●住家の被害調査・り災証明等の発行

住家の被害状況を把握し、り災証明を発行するために、住家の被害調査を実施します。この調査結果をもとに、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の区分でり災証明を発行します。

●被災者台帳の作成

被災者の置かれた状況に応じた、総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、被災者台帳を作成します。

●生活再建への支援

町、県、関係機関は、被災した住民が一刻も早く自力で生活ができるよう、税の減免、災害弔慰金の支給等、各種法令、条例に基づく各種支援を実施します。

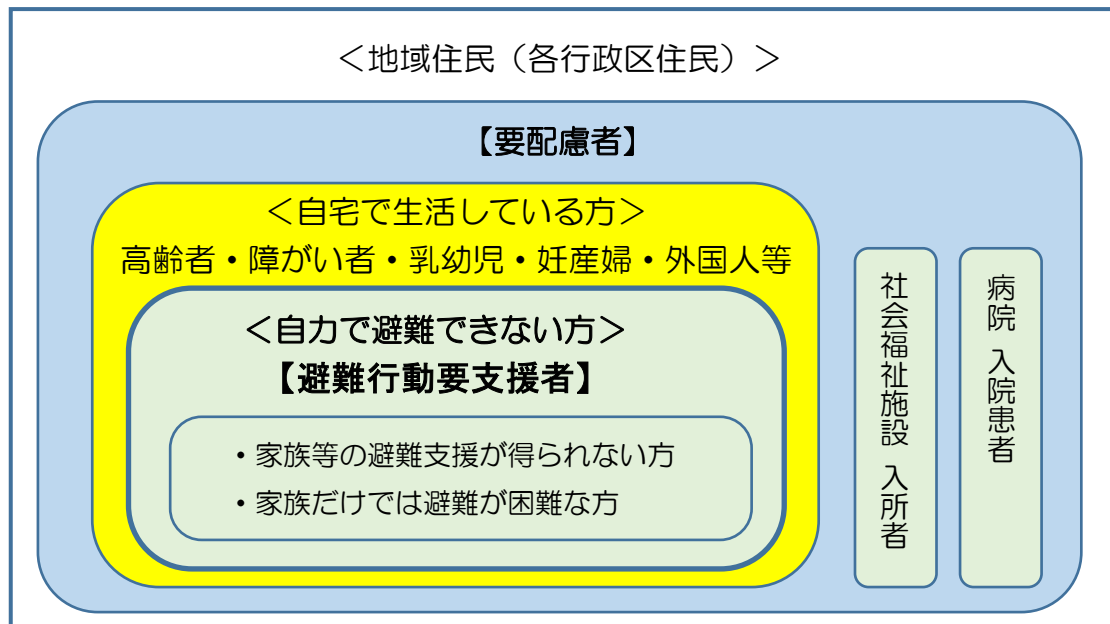
< 用語の定義 >

【要配慮者】

- 災害対策基本法の中で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

【避難行動要支援者】

- 要配慮者のうち、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者



【指定緊急避難場所】

- 徒歩や車による避難者が一時的に集合・数時間待機する広場等を指します。

【指定避難所】

- 災害発生後、状況が落ち着くまでの1～2日間、避難者が寒さや夜露をしのぎ寝泊りし、町等から非常食などの供給が受けられる施設を指します。
- 自宅が被災した場合等、長期にわたり生活する施設を指します。

【業務継続計画（BCP：Business-continuity-planning）】

- 災害や事故など不測の事態を想定して、有事の際、例えば「重要業務が中断しない」または、「重要業務が中断したとしても目標期間内に再開する」等、重要業務への影響を最小限に抑え、速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のことです。

甘楽町地域防災計画 概要版

発行：平成 30 年 2 月

編集・発行：甘楽町防災会議

甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1

甘楽町 総務課 庶務係

電話 0274 (74) 3131 (代表)
